

万一に備えて
預けて安心！

鍵預かりサービス



事業

利用のご案内



万一、鍵を
紛失された時
も
安心です。

平成 29 年度

対象地区

- ・若草小学校区
- ・登別小学校区

この事業に関するお問い合わせは
登別市社会福祉協議会 ☎88-0860 まで
お気軽にどうぞ



この事業は赤い羽根共同募金の支援を受けています。



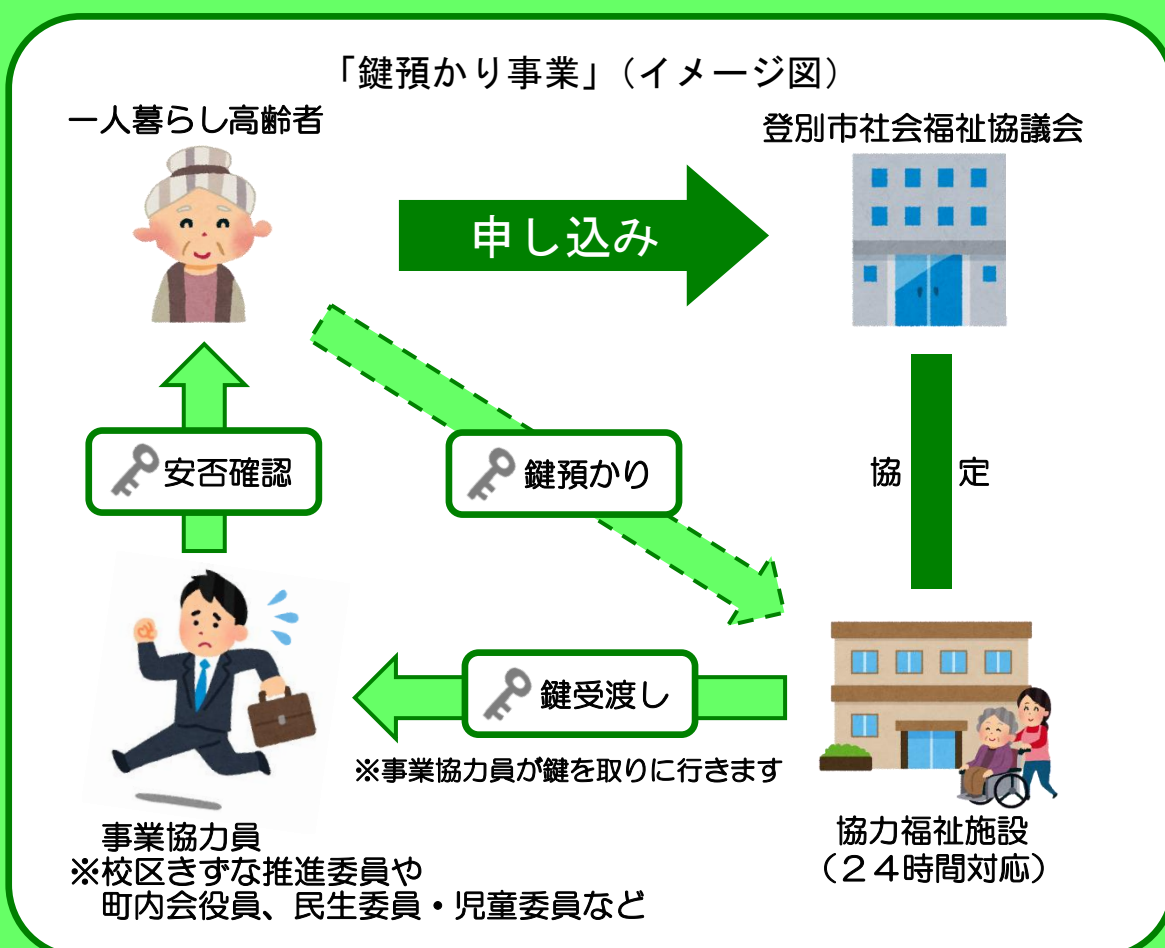
🔑 鍵預かりサービス事業とは…

「おとなりの様子がおかしいわ。1週間くらい姿も見かけないし、新聞もずっとたまっている…。大丈夫かしら…?」「鍵もかかっている、様子もうかがえないわ…。」

このように、近所の方たちが心配しても、鍵がかかっている場合は、元気にされているかどうか確認することができません。その結果、発見が遅れ、孤立死という不幸な事故につながる可能性も出てきます。

鍵預かりサービス事業（以下、「鍵預かり事業」という。）は、このような不幸な事故を予防することを目的とし、事前に自宅の鍵をお預かりし、様子がおかしいと思われるときに、お預かりした鍵を使って家屋内に入り、安否を確認するという仕組みです。

この取り組みは、事業協力員、市内協力福祉施設、登別市社会福祉協議会などが協働して実施しています。





事業の利用は任意です。ご自身の意思でお申込み下さい。

この仕組みは、「75歳以上のひとり暮らし高齢者」や「認知症や障がいなどによって必要性を感じる方」などが対象です。

また、申し込みは強制ではありませんので、ご自身で判断し、利用するか否かを決めていただくものです。



お申込みの手続き・手順

鍵預かり事業の仕組み・内容を確認し、十分に納得されてから、申込書に必要な事項をご記入のうえ、次の手順で手続きをすすめてください。

<手続きの流れ>

1. 申込書の申請者は、原則、ご本人もしくはご家族でお願いします。
2. 申込書の「緊急連絡先」は必ずご記入ください。この欄にお名前のある方は、緊急時に、本人に代わって各種の判断をして頂く場合があります。
3. 申込書と鍵をお持ちのうえ、登別市社会福祉協議会へご提出ください。
4. 申込書をご提出頂きましたら、利用対象者であることを確認し、鍵をお預かりします。また、ご本人の前で封入袋に入れ糊付けし、封印します。
5. 後日、鍵預かりサービス事業利用登録承認（却下）通知書を送付します。



ご利用にあたってのお願い

鍵預かり事業は、鍵を事前にお預かりし、日常の声かけ見守り活動と連動したかたちで、様子がおかしいと思われるときに、お預かりしている鍵を使って家屋内に入り、安否確認をするという仕組みです。

この仕組みがうまく機能すれば、家屋内で突然の病気やケガで動けなくなり、外部と連絡の取れなくなった一人暮らし高齢者などを、早期に発見することができます。

そのため、この鍵預かり事業が緊急時に役立つよう、次の項目を心がけて頂きますようお願いいたします。

<心がけて頂きたい事項>

旅行などで、3日以上家を空けられる場合は、申請時にご記入頂いた緊急連絡先へ留守にする期間をお伝え頂くようお願いいたします。

家を空けられることが、あらかじめわかっている場合は、緊急時と勘違いして安否確認に入ることを防ぐことができます。



ご利用に際しては、「同意」頂くことが必要です

鍵預かり事業でお預かりした鍵を使って家屋内に入るとき、その場で本人の「同意」を得ることは不可能です。

そのため、お申し込みの際に、次の事項に必ず「同意」して頂くこととなりますので、あらかじめご了承ください。

<同意事項>

1. 利用者情報は、実施区域内の次の関係機関等に提供されることに同意頂きます。
 - ①登別市社会福祉協議会
 - ②協力福祉施設
 - ③校区きずな推進委員会の担当者
 - ④担当民生委員・児童委員
 - ⑤町内会の会長 及び 町内会における事業協力員
 - ⑥地域包括支援センター
 - ⑦警察署
 - ⑧担当ケアマネジャー

2. お預かりした鍵を使って家屋内に入る必要があると判断する、次の目安に同意頂きます。
 - ①新聞や郵便物がポストにたまっている
 - ②洗濯物が何日も干しっぱなしになっている
 - ③部屋の明かりが昼間も点いている
 - ④部屋の明かりが夜になっても点かない
 - ⑤夜通しテレビの音が聞こえているが居住者の声や姿を見かけない
 - ⑥助けを呼ぶような声を聞いた
 - ⑦通常聞こえる生活音（テレビや洗濯機、掃除機などの音）が聞こえない
 - ⑧福祉サービス利用時（ヘルパー、配食など）に応答がない
 - ⑨家屋から異臭がする
 - ⑩遠方に住む親族から緊急の安否確認の要請があったとき

3. 鍵預かり事業では思わぬ事態も想定されます。場合によっては、次のようなお申込者の不利益も想定されますが、このような事態が発生しても、当該事業の実施に関わる一切の関係機関・個人は、いかなる責任も負わないことに同意頂きます。
 - ①利用者の安否の責任
 - ②緊急時における安否確認の際に、利用者宅の器物（ドアチェーンなど）の補償責任
 - ③緊急時と判断し家屋内に入ったが、緊急時ではなかった際の責任